

二輪自動車業における表示に関する公正競争規約 新旧対照表（変更箇所のみ抜粋）

（下線部が変更箇所）

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;">第 3 章 中古車</p> <p>（必要な表示事項）</p> <p>第 12 条 販売業者は、一般消費者に販売する目的で店頭に表示する中古車には、規則で定めるところにより、見やすい場所に、次に掲げる事項を邦文で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 車名及び主な仕様区分                      (2) 年式(原付自転車を除く。)                      (3) 製造国名(国産車を除く。)                      (4) 販売価格                      (5) 走行距離数                      (6) 自動車検査証の有効期限（軽二輪及び原付自転車については自動車損害賠償責任保険の有効期限）                      (7) 保証の有無                      (8) 定期点検整備実施の有無（原付自転車を除く。）                      (9) メインフレームの修正及び交換歴（以下「フレームの修復歴」という。）の有無                      (10) 車両の品質</p> <p>2 販売業者は、新聞、雑誌、インターネット等の広告に中古車の販売価格を表示するときは、規則で定めるところにより、前項各号（第 4 号を除く。）に掲げる事項を明瞭に表示するほか、<u>施行規則で定めるところにより車台番号を表示しなければならない。</u></p> <p>3 販売業者は、新聞、雑誌、インターネット等の広告に通信販売を行う旨を表示するときは、<u>前項の規定により表示するほか、規則で定める事項を表示しなければならない。</u></p> <p>4 販売業者は、販売価格に割賦販売価格（ローン提携販売又は残価設定方式ローン販売の支払総額を含む。）を併記して表示する場合は、規則で定める事項を表示しなければならない。</p> <p>5 販売業者は、新聞、雑誌、インターネット、折込チラシ等により中古車に関する広告を行うときは、公正取引協議会の会員である旨を表示しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 中古車</p> <p>（必要な表示事項）</p> <p>第 12 条 販売業者は、一般消費者に販売する目的で店頭に表示する中古車には、規則で定めるところにより、見やすい場所に、次に掲げる事項を邦文で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 車名及び主な仕様区分                      (2) 年式(原付自転車を除く。)                      (3) 製造国名(国産車を除く。)                      (4) 販売価格                      (5) 走行距離数                      (6) 自動車検査証の有効期限（軽二輪及び原付自転車については自動車損害賠償責任保険の有効期限）                      (7) 保証の有無                      (8) 定期点検整備実施の有無（原付自転車を除く。）                      (9) メインフレームの修正及び交換歴（以下「フレームの修復歴」という。）の有無                      (10) 車両の品質</p> <p>2 販売業者は、新聞、雑誌、インターネット等の広告に中古車の販売価格を表示するときは、規則で定めるところにより、前項各号（第 4 号を除く。）に掲げる事項を明瞭に表示しなければならない。</p> <p>3 販売業者は、新聞、雑誌、インターネット等の広告に通信販売を行う旨を表示するときは、<u>第 1 項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を表示しなければならない。</u></p> <p>4 販売業者は、販売価格に割賦販売価格（ローン提携販売又は残価設定方式ローン販売の支払総額を含む。）を併記して表示する場合は、規則で定める事項を表示しなければならない。</p> <p>5 販売業者は、新聞、雑誌、インターネット、折込チラシ等により中古車に関する広告を行うときは、公正取引協議会の会員である旨を表示しなければならない。</p>

二輪自動車業における表示に関する公正競争規約についての新車に関する施行規則  
新旧対照表（変更箇所のみ抜粋）

（下線部が変更箇所）

変 更 案	現 行
<p>第15条 規約第7条第1号の「ランキング表示」において、<u>数値や根拠などの条件を同じくするものが存在するときは、自社又は他社に条件を同じくするものが存在する旨を明瞭に表示するものとする。</u></p> <p>2 <u>数値や根拠などの条件を比較すべきものが他社に存在しない場合は、規約第7条第1号の「ランキング表示」を行ってはならないものとする。</u></p>	<p>第15条 規約第7条第1号の「ランキング表示」において、<u>自己若しくは自己の供給する新車と同順位のものほかにも存在するとき又は比較対象が自己のものに限定されているときは、自己の順位を表示してはならないものとする。</u></p>

二輪自動車業における表示に関する公正競争規約についての中古車に関する施行規則  
新旧対照表（変更箇所のみ抜粋）

（下線部が変更箇所）

変 更 案	現 行
第 10 条 <u>規約第 12 条第 2 項の「車台番号」の表示は、道路運送 車両法第 29 条及び第 30 条に規定された車台番号の下 3 桁 以上を表示するものとする。</u>	(新設)